

公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の指導及び連絡に関する業務その他の業務として、公正かつ自由な宅地建物取引にかかる経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業、宅地建物取引業の健全な運営の確保に資することを目的とする事業、地域社会の健全な発展を目的とする事業及び一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業を行い、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引に関わる宅地建物取引業法その他の法令情報及び宅地建物取引業者情報の提供に関する事業
- (2) 宅地建物取引業法その他宅地建物取引に関する法令等及びこれらの実務の普及啓発及び研究に関する事業
- (3) 宅地建物取引に関わる人材育成事業
- (4) 宅地建物取引に関する相談所の設置、運営及び消費者の利益保護に関する事業
- (5) 宅地建物の流通市場の形成に関わる指定流通機構への協力及び不動産流通情報システムに関する事業
- (6) 宅地建物取引主任者の登録、資質向上及び関連する資格試験実施協力に関する事業
- (7) 地域社会の行事への参加、地域緑化の推進、防災協定の締結等地域社会に協力する事業
- (8) 一般消費者への宅地建物取引業に関する啓蒙活動事業
- (9) 前各号に関する出版物の発刊事業
- (10) 会員の相互扶助に関する共済事業
- (11) 宅地建物の賃貸事業
- (12) 関係諸官庁及び関係諸団体への協力事業
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 本会の事業は沖縄県において実施する。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、宅地建物取引業法により免許を受けた沖縄県内に事務所を有する宅地建物取引業者で本会の目的に賛同して入会した者（以下「会員」という。）をもって構成する。

（1）正会員 宅地建物取引業法により免許を受けた沖縄県内に事務所を有する宅地建物取引業者で、本会の目的に賛同して入会した者

（2）準会員 前号の支店として入会した者

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員となろうとするものは、理事会の定めるところにより申し込みをし、本会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第7条 本会の会員は、本会の経費として、総会が定める入会金を支払わなければならない。

2 既納の入会金はいかなる理由があっても返還しないものとする。

(会費)

第8条 本会の会員は、本会の経費として、総会が定める会費を毎年納入しなければならない。

2 既納の会費はいかなる理由があっても返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により当該会員を除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき

（2）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（3）本会の指導に従わないとき

（4）その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項第1号から第4号までの規定により除名しようとするときは、除名の決議を行なう総会において、その会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）第5条の規定に該当しないことになったとき

- (2) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 会員が死亡し、又は法人会員が解散したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日の1週間（総会に出席しない正会員が書面又は電磁方法によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席正会員から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任する事ができる。

- 3 前項の規定に基づき、表決の委任をしたものは、第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第20条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 25名以上35名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、6名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。

- 3 副会長及び常務理事は、理事会に於いて別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給基準に従って算定した額を支給する。

(責任の免除又は限定)

第 27 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、同法第 111 条第 1 項役員等の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、同法第 111 条第 1 項外部役員等の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問・相談役及び参与)

第 28 条 本会に任意の機関として、顧問、相談役、参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役、参与は、学識経験のある者又は本会に特別功労のある者の中から会長が理事会の承認を得て委嘱し、重要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。
- 3 任期は委嘱した会長の任期に従う。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(選定及び解職)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長を議長とする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

但し、代表理事の選定の場合は出席理事全員が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受け総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から、1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号

に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、官報に掲載する。

第10章 雜則

(委任)

第44条 この定款の施行について必要な規則及び諸規定は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は徳嶺春樹とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。